令和５年度公共用水域水質測定計画

１　目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号。以下「法」という。）第１６条第１項の規定に基づき、群馬県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

２　測定期間

令和５年４月から令和６年３月までとする。

３　測定機関

測定機関は、群馬県、国土交通省、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、甘楽町、中之条町、板倉町、大泉町、独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所、同草木ダム管理所及び同沼田総合管理所とする（計１９機関）。

４　調査区分

調査区分は、次のとおりとする。

区　　分		内　　容
河川調査	通年調査	環境基準点及びこれに準ずる利水上重要な地点等で、原則として毎月調査するもの。
	一般調査	環境基準点以外の地点において、年間を通じて調査するもの。
	特定地域調査	足尾鉱山、東邦亜鉛(株)安中製錬所の影響を監視するため、銅、カドミウム等の重金属を中心に調査するもの。
湖沼調査		天然湖及びダム湖等の人工湖を対象に調査するもの。

５　測定地点数

測定地点数は、次のとおりとする。　＊（）内は環境基準点数で内数である。

区　　分		河川・湖沼数	水域数	地点数
河川調査	通年調査	２１	３８	４５（４０）
	一般調査	８１ （１８河川は通年調査と重複）	８９ （２５水域は通年調査と重複）	１５４
	特定地域調査	４ （３河川は通年調査・一般調査と重複）	４ （３水域は通年調査・一般調査と重複）	９
湖沼調査		１２	１２	１２（１２）
合計		８５河川・１２湖沼	１１５	２２０（５２）

（測定機関別内訳）

測定機関	河川調査			湖沼調査	合計
	通年調査	一般調査	特定地域調査		
群馬県	１９（１９）	1	8	２（２）	３０（２１）
国土交通省	１４（９）			４（４）	１８（１３）
前橋市	２（２）	３６		１（１）	３９（３）
高崎市	４（４）	１８		１（１）	２３（５）
桐生市		9			9
伊勢崎市	３（３）	１２			１５（３）
太田市	３（３）	１１			１４（３）
館林市		１５			１５
渋川市		２７			２７
藤岡市		1			1
富岡市		7			7
安中市		5			5
甘楽町		5			5
中之条町		3			3
板倉町		2			2
大泉町		2			2
水資源機構（下久保）				１（１）	１（１）
水資源機構（草木）			1	１（１）	２（１）
水資源機構（沼田総）				２（２）	２（２）
合計	４５（４０）	１５４	9	１２（１２）	２２０（５２）

（注）　（　）内は環境基準点数で内数である。

6　測定項目

測定項目は、次のとおりとする。

（１）生活環境項目（１２項目）

ｐＨ、溶存酸素量（ＤＯ）、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、浮遊物質量（ＳＳ）、大腸菌数、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳ、底層溶存酸素量（湖沼のみ）

（２）健康項目（２７項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、

1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(※)、ふっ素、ほう素

(※)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてはその和をもって評価を行う。

（３）要監視項目（３１項目）

＜健康項目＞クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、ＥＰＮ、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトルフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、全マンガン、ウラン

＜水生生物＞クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

（４）特殊項目（５項目）

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

（５）その他の項目（１５項目）

アンモニア性窒素、全有機性窒素、リン酸イオン、クロロフィルａ、ＴＯＣ、電気伝導率、透視度、濁度、塩素イオン、総硬度、硫酸イオン、陰イオン界面活性剤、トリハロメタン生成能、沿岸透明度（湖沼のみ）＜地域環境目標＞、大腸菌群数

７　地点別測定内容

別表１（生活環境項目、健康項目、特殊項目、その他の項目）、別表２（要監視項目）のとおりとする。

８　採水位置等

原則として次のとおりとするが、各河川・湖沼の状況を踏まえ、測定機関が採水位置等を決定する。

	採水位置	採　取　部　位
河川	流心	水面から水深の２割程度の深さとする。
湖沼	湖心	循環期には表層から、停滞期には深度別に多層採水を行う。

９　測定方法

（１）水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年１２月２８日環境庁告示第５９号）で定められている項目については、当該告示に掲げられている方法による。

（２）（１）以外の項目で、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年９月３０日環境庁告示第６４号）で定められている項目については、当該告示に掲げられている方法による。

（３）（１）、（２）以外の項目で、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（平成５年４月２８日環水規第１２１号）で定められている項目については当該通達に掲げられている方法による。

（４）上記以外の項目については、日本産業規格、上水試験方法、海洋観測指針等の中から適宜選択するものとする。
（５）測定機関は、測定に際して精度管理に努めるものとする。

１０　報告下限値

報告下限値については、別表３のとおりとする。

１１　測定結果

（１）測定機関は、測定結果を別途定める様式により、測定月の翌月の末日までに群馬県知事に電子ファイルで報告するものとする。
（２）ただし、健康項目に係る測定値が環境基準値を超過したときは、直ちに群馬県知事に報告するとともに、群馬県知事と協議のうえ追跡調査を行うこととする。

１２　結果の公表

群馬県知事は、法第１７条の規定に基づき、公共用水域の水質の汚濁の状況の公表を、年間を通して行う測定結果（年間値）については最終の測定結果が判明した後６ヶ月以内に行うものとする。

１３　その他

（１）新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生、発見され、その影響把握が緊急に必要となる場合、関係機関が協議して調査を行うものとする。
（２）特定地域調査については、必要に応じ測定体制を変更する場合がある。
（３）上記のほか、この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

測定地点図

凡　例

測定機関	環境基準点	その他の地点
県	■	□
国土交通省	▲	△
市町	●	○
水資源機構	▼	▽

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）
東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | | | |

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯・東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 測定月 | 総日数 | 総回数 | 生活環境項目 pH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層DO | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | 1,4-ジオキサン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素 | 亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | その他の項目 アンモニア性窒素 | 全有機性窒素 | リン酸イオン | クロロフィルa | TOC | 電気伝導率 | 透視度 | 濁度 | 塩素イオン | 総硬度 | 硫酸イオン | 除イオン界面活性剤 | 有機燐 | トリハロメタン生成能 | 沿岸透明度 | 大腸菌群数 | 測定機関 |
|---|---|---

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）
東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 測定月 | 総日数 | 総回数 | 生活環境項目 pH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層DO | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | 1,4-ジオキサン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素 | 亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | その他の項目 アンモニア性窒素 | 全有機性窒素 | リン酸イオン | クロロフィルa | TOC | 電気伝導率 | 透視度 | 濁度 | 塩素イオン | 総硬度 | 硫酸イオン | 陰イオン界面活性剤 | 有機燐 | トリハロメタン生成能 | 沿岸透明度 | 大腸菌群数 | 測定機関 |
|---|---|---

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）
東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | |

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）
東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | | |

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）
東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 達成期間 | 測定頻度 測定月 | 総日数 | 総回数 | 生活環境項目 pH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層DO | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | 1,4-ジオキサン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素 | 亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | その他の項目 アンモニア性窒素 | 全有機性窒素 | リン酸イオン | クロロフィルa | TOC | 電気伝導率 | 透視度 | 濁度 | 塩素イオン | 総硬度 | 硫酸イオン | 陰イオン界面活性剤 | 有機燐 | トリハロメタン生成能 | 沿岸透明度 | 大腸菌群数 | 測定機関 |
|---|---|---

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）
東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | | | |

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒） | 東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 測定月 | 総日数 | 総回数 | 生活環境項目 pH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層DO | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | 1,4-ジオキサン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素 | 亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | その他の項目 アンモニア性窒素 | 全有機性窒素 | リン酸イオン | クロロフィルa | TOC | 電気伝導率 | 透視度 | 濁度 | 塩素イオン | 総硬度 | 硫酸イオン | 陰イオン界面活性剤 | 有機燐 | トリハロメタン生成能 | 沿岸透明度 | 大腸菌群数 | 測定機関 |
|---|---|---

別表１

| 調査区分 | 地点図番号 | 北緯（度分・秒）東経（度分・秒） | 環境基準点 | 水域名 | 測定地点名 | 地点統一番号 | 環境基準類型 | 達成期間 | 測定頻度 測定月 | 総日数 | 総回数 | 生活環境項目 pH | DO | BOD | COD | SS | 大腸菌数 | 全窒素 | 全燐 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | LAS | 底層DO | 健康項目 カドミウム | 全シアン | 鉛 | 六価クロム | 砒素 | 総水銀 | アルキル水銀 | PCB | ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 1,2-ジクロロエタン | 1,1-ジクロロエチレン | シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン | 1,1,2-トリクロロエタン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | 1,3-ジクロロプロペン | 1,4-ジオキサン | チウラム | シマジン | チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 硝酸性窒素 | 亜硝酸性窒素 | ふっ素 | ほう素 | 特殊項目 フェノール類 | 銅 | 溶解性鉄 | 溶解性マンガン | クロム | その他の項目 アンモニア性窒素 | 全有機性窒素 | リン酸イオン | クロロフィルa | TOC | 電気伝導率 | 透視度 | 濁度 | 塩素イオン | 総硬度 | 硫酸イオン | 除イオン界面活性剤 | 有機燐 | トリハロメタン生成能 | 沿岸透明度 | 大腸菌群数 | 測定機関 |
|---|---|---

別表２

調査区分	地点図番号	北緯・東経（度分秒）	環境基準点	水域名	定点測地名	地点統一番号	環境基準類型	達成期間	測定月	要監視項目（健康項目）クロロホルム	トランス－１，２－ジクロロエチレン	１，２－ジクロロプロパン	ｐ－ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ＥＰＮ	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	要監視項目（水生生物）クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4－t－オクチルフェノール	アニリン	2，4－ジクロロフェノール	測定機関
利根川																																											
一般	4	36.34.25 139.03.16		利根川上流３	棚下	014-55	Ａ－ロ 生物Ａ－イ		5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
一般	5	36.31.33 139.01.14		利根川上流３	宮田橋	014-56	Ａ－ロ 生物Ａ－イ		5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
一般	11	36.27.52 139.02.10		利根川上流３	坂東橋直下	014-54	Ａ－ロ 生物Ａ－イ		5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
通年	15	36.18.48 139.07.12	＊	利根川上流４	福島橋	015-01	Ａ－イ 生物Ａ－イ		6,12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	□	□	□	1	1	□	1		1	□		1					群馬県
通年	19	36.11.21 139.28.24	＊	利根川中流	利根大堰	002-02	Ａ－イ 生物Ｂ－イ		8	1						1										1			1		1					1						国土交通省 関東地方整備局 （利根川上流）
吾妻川とその支川																																											
一般	24	36.33.05 138.55.13		吾妻川下流	小野上中央橋	038-52	Ａ－イ 生物Ａ－イ		5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
一般	26	36.30.03 139.00.53		吾妻川下流	落合橋	038-51	Ａ－イ 生物Ａ－イ		5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
一般	27	36.33.08 138.55.06		田島沢川	吾妻川合流前	272-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	28	36.33.08 138.55.35		寺沢川	吾妻川合流前	273-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	29	36.32.37 138.56.40		沼尾川 （吾妻川支川）	吾妻川合流前	240-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	30	36.31.22 138.59.34		大門川	吾妻川合流前	275-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	31	36.30.55 139.00.24		鯉沢川	吾妻川合流前	276-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	32	36.30.27 139.00.24		逆川	吾妻川合流前	243-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	33	36.30.14 139.00.24		天神沢川	吾妻川合流前	244-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
利根川の小支川																																											
一般	34	36.33.19 139.02.40		沼尾川 （利根川支川）	上越線鉄橋下	271-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	35	36.32.04 139.01.54		栗ノ木川	栗の木橋	259-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	36	36.31.57 139.01.58		諏訪沢川	諏訪沢橋	265-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	37	36.30.29 139.01.23		滝川	野本橋	268-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	38	36.30.18 139.01.23		前黒沢川	上越線鉄橋下	264-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	39	36.30.02 139.01.23		天竜川	天竜橋	260-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	40	36.29.33 139.00.52		平沢川	利根川合流前	219-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
一般	41	36.28.56 139.01.31		東川	利根川合流前	277-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	42	36.28.45 139.01.42		山田川	利根川合流前	278-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	43	36.28.28 139.01.56		後沢川	利根川合流前	279-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	44	36.28.43 139.00.35		唐沢川	茂沢川合流前	247-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	45	36.28.37 139.00.22		茂沢川	唐沢川合流前	246-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4		1	1		4		1			渋川市
一般	46	36.28.14 139.01.18		午王川	茂沢川合流前	220-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
一般	47	36.27.35 139.02.09		午王川	利根川合流前	220-01			5,8, 10,2	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4		4		4			渋川市
一般	48	36.27.31 139.01.54		滝沢川	利根川合流前	245-51			5,8, 10,2	4	4	4	4	▲	▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4	4	▲	▲	▲	▲	4		▲	▲		4		▲			渋川市
烏川及びその支川																																											
通年	53	36.23.22 138.49.34	＊	烏川上流	烏川橋	019-01	AA－イ 生物Ａ－イ		8,2												2																		2	2	2	高崎市
一般	58	36.18.05 139.01.05		烏川下流	佐野橋	020-59	Ｂ－ロ 生物Ｂ－ロ		8,2												2																					高崎市
通年	61	36.16.48 139.07.21	＊	烏川下流	岩倉橋	020-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－ロ		11	1																			1								1						国土交通省 関東地方整備局 （高崎河川国道）

別表２

調査区分	地点図番号	北緯・東経（度分秒）	環境基準点	水域名	定点測地名	地点統一番号	環境基準類型	達成期間	測定月	要監視項目（健康項目）クロロホルム	トランス－１，２－ジクロロエチレン	１，２－ジクロロプロパン	ｐ－ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ＥＰＮ	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	要監視項目（水生生物）クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4－t－オクチルフェノール	アニリン	2，4－ジクロロフェノール	測定機関
碓氷川及びその支川																																											
通年	77	36.19.58 138.57.15	＊	碓氷川下流	鼻高橋	022-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－ロ	8, 2													2																			2	2	2	高崎市
鏑川及びその支川																																											
通年	86	36.16.13 139.02.35	＊	鏑川（下流）	鏑川橋	023-01	Ａ－ロ 生物Ｂ－イ	6, 12	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	1	1	1	1	1	1	■		1	1		■						群馬県
井野川及びその支川																																											
通年	94	36.22.15 138.59.08	＊	井野川上流	浜井橋	024-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－イ	8, 2													2																			2	2	2	高崎市
通年	97	36.18.13 139.05.04	＊	井野川下流	鎌倉橋	025-01	Ｃ－イ 生物Ｂ－イ	8, 2													2																	6	2	2	2	高崎市
神流川																																											
通年	107	36.16.06 139.07.16	＊	神流川３	神流川橋	031-01	Ａ－イ 生物Ａ－イ	11	1																					1						1						国土交通省 関東地方整備局 （高崎河川国道）
広瀬川及びその支川																																											
通年	116	36.15.43 139.15.06	＊	広瀬川	中島橋	004-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－イ	8, 11													1																	2				伊勢崎市
桃ノ木川及びその支川																																											
通年	125	36.21.58 139.08.11	＊	桃ノ木川	笂井橋	003-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－イ	8, 2													2																					前橋市
荒砥川及びその支川																																											
通年	137	36.21.00 139.09.39	＊	荒砥川	奥原橋	005-01	Ａ－ロ 生物Ｂ－イ	8, 2													2																					前橋市
粕川及びその支川																																											
通年	149	36.17.43 139.13.35	＊	粕川	保泉橋	006-01	Ａ－ロ 生物Ｂ－ハ	8													1																					伊勢崎市
早川																																											
通年	156	36.22.46 139.14.56	＊	早川上流	早川橋	007-01	Ａ－ロ 生物Ｂ－ロ	8													1																					伊勢崎市
通年	163	36.14.47 139.19.10	＊	早川下流	前島橋	008-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－ロ	8, 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2	2				2				太田市
石田川及びその支川																																											
通年	165	36.15.44 139.19.10	＊	石田川上流	大川合流前	009-1	Ａ－ロ 生物Ｂ－イ	8, 2																														2				太田市
通年	166	36.14.36 139.22.45	＊	石田川下流	古利根橋	010-01	Ｂ－ロ 生物Ｂ－イ	8, 2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2	2				2				太田市
休泊川																																											
通年	175	36.15.24 139.24.52	＊	休泊川	泉大橋	011-01	Ｃ－ロ 生物Ｂ－ロ	6, 12	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	1	1	□	■		1	□		■						群馬県
渡良瀬川																																											
通年	181	36.24.54 139.19.02	＊	渡良瀬川上流 渡良瀬川１	赤岩用水取水口	001-02	Ａ－イ 生物Ａ－イ	5	1																											1	1	1	1	1	1	国土交通省 関東地方整備局 （渡良瀬川河川）
一般	183	36.22.07 139.21.55		渡良瀬川１	太田市境界	026-53	Ａ－イ 生物Ａ－イ	5, 7	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2																		桐生市
通年	184	36.21.23 139.23.10	＊	渡良瀬川２	葉鹿橋	027-01	Ａ－イ 生物Ａ－イ	5	1																											1	1	1	1	1	1	国土交通省 関東地方整備局 （渡良瀬川河川）
通年	185	36.16.27 139.33.12	＊	渡良瀬川３	渡良瀬大橋	028-01	Ｂ－ハ 生物Ｂ－イ	5	1																								1			1	1	1	1	1	1	国土交通省 関東地方整備局 （渡良瀬川河川）
桐生川																																											
一般	189	36.23.42 139.21.14		桐生川下流	小沼橋	033-53	Ｂ－ハ 生物Ａ－イ	5, 7	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2																		桐生市
矢場川とその支川																																											
通年	192	36.16.50 139.30.52	＊	矢場川	落合橋	034-01	Ｃ－ロ 生物Ｂ－イ	6, 12	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	1	1	□	■		1	□		■						群馬県
谷田川とその支川																																											
通年	199	36.12.43 139.39.03	＊	谷田川	合の川橋	035-01	Ｃ－ロ 生物Ｂ－イ	6, 12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		1						群馬県
通年	205	36.13.20 139.35.11	＊	鶴生田川	岩田橋	036-01	Ｃ－ロ 生物Ｂ－イ	6, 12	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	1	1	1	1	1	1	■		1	1		■						群馬県
天然湖沼																																											
湖沼	210	36.28.29 138.51.59	＊	榛名湖	湖心（表層）	502-01	Ａ－イ Ⅱ－イ 生物Ａ－イ	8																															1	1	1	高崎市
ダム湖																																											
湖沼	221	36.52.59 139.3.21	＊	須田貝ダム貯水池 （洞元湖）	湖心（表層）	512-51	Ａ－イ Ⅱ－イ 生物Ａ－イ	8													1																					国土交通省 関東地方整備局 （高崎河川国道）

（注）測定機関の名称は次のとおり略称で記載した。
・国土交通省関東地方整備局（利根川上流）　：　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所
・国土交通省関東地方整備局（渡良瀬川河川）　：　国土交通省関東地方整備局　渡良瀬川河川事務所
・国土交通省関東地方整備局（ダム統合管理）　：　国土交通省関東地方整備局　利根川ダム統合管理事務所
・国土交通省関東地方整備局（高崎河川国道）　：　国土交通省関東地方整備局　高崎河川国道事務所
（注）群馬県測定地点の□は２年に１度、■は３年に１度のローリング調査により測定を実施するため、当該年度は測定を実施しないことを表す。
（注）渋川市測定地点の▲は３年に１度のローリング調査により測定を実施するため、当該年度は測定を実施しないことを表す。

別表３

数値の取扱方法

測定項目		環境基準値	指針値	報告下限値	報告下限値未満の表記
生活環境項目	pH	水域によって異なる	－	－	－
	ＤＯ（mg／L）		－	0.5	<0.5
	ＢＯＤ（mg／L）		－	0.5	<0.5
	ＣＯＤ（mg／L）		－	0.5	<0.5
	ＳＳ（mg／L）		－	1	<1
	大腸菌数（CFU／100mL）		－	1	<1
	全窒素（mg／L）		－	0.05	<0.05
	全燐（mg／L）		－	0.003	<0.003
	全亜鉛（mg／L）		－	0.001	<0.001
	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ（mg／L）		－	0.00006	<0.00006
	ＬＡＳ（mg／L）		－	0.0006	<0.0006
	底層ＤＯ（mg／L）		－	0.5	<0.5

健康項目	カドミウム（mg／L）	0.003	－	0.0003	<0.0003
	全シアン（mg／L）	検出されないこと	－	0.1	ND
	鉛（mg／L）	0.01	－	0.005	<0.005
	六価クロム（mg／L）	0.02	－	0.01	<0.01
	砒素（mg／L）	0.01	－	0.005	<0.005
	総水銀（mg／L）	0.0005	－	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀（mg／L）	検出されないこと	－	0.0005	ND
	ＰＣＢ（mg／L）	検出されないこと	－	0.0005	ND
	ジクロロメタン（mg／L）	0.02	－	0.002	<0.002
	四塩化炭素（mg／L）	0.002	－	0.0002	<0.0002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ（mg／L）	0.004	－	0.0004	<0.0004
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（mg／L）	0.1	－	0.002	<0.002
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（mg／L）	0.04	－	0.002	<0.002
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（mg／L）	1	－	0.0005	<0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（mg／L）	0.006	－	0.0006	<0.0006
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（mg／L）	0.01	－	0.0005	<0.0005
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（mg／L）	0.01	－	0.0005	<0.0005
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ（mg／L）	0.002	－	0.0005	<0.0005
	1,4-ジオキサン（mg／L）	0.05	－	0.005	<0.005
	チウラム（mg／L）	0.006	－	0.0006	<0.0006
	シマジン（mg／L）	0.003	－	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ（mg／L）	0.02	－	0.002	<0.002
	ベンゼン（mg／L）	0.01	－	0.001	<0.001
	セレン（mg／L）	0.01	－	0.002	<0.002
	硝酸性窒素（mg／L）	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10	－	0.05	<0.05
	亜硝酸性窒素（mg／L）		－	0.01	<0.01
	ふっ素（mg／L）	0.8	－	0.02	<0.02
	ほう素（mg／L）	1	－	0.02	<0.02

別表３

測定項目		環境基準値	指針値	報告下限値	報告下限値未満の表記
要監視項目（健康項目）	クロロホルム（mg／L）	－	0.06	0.006	<0.006
	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（mg/L）	－	0.04	0.004	<0.004
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ（mg／L）	－	0.06	0.006	<0.006
	p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ（mg／L）	－	0.2	0.02	<0.02
	イソキサチオン（mg／L）	－	0.008	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン（mg／L）	－	0.005	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン（mg／L）	－	0.003	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン（mg／L）	－	0.04	0.004	<0.004
	オキシン銅（mg／L）	－	0.04	0.004	<0.004
	クロロタロニル（mg／L）	－	0.05	0.005	<0.005
	プロピザミド（mg／L）	－	0.008	0.0008	<0.0008
	ＥＰＮ（mg／L）	－	0.006	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス（mg／L）	－	0.008	0.0008	<0.0008
	フェノブカルブ（mg／L）	－	0.03	0.003	<0.003
	イプロベンホス（mg／L）	－	0.008	0.0008	<0.0008
	クロルニトルフェン（mg/L）	－	－	0.0001	<0.0001
	トルエン（mg／L）	－	0.6	0.06	<0.06
	キシレン（mg／L）	－	0.4	0.04	<0.04
	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ（mg／L）	－	0.06	0.006	<0.006
	ニッケル（mg／L）	－	－	0.005	<0.005
	モリブデン（mg／L）	－	0.07	0.007	<0.007
	アンチモン（mg／L）	－	0.02	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー（mg/L）	－	0.002	0.0002	<0.0002
	全マンガン（mg／L）	－	0.2	0.02	<0.02
	ウラン（mg／L）	－	0.002	0.0002	<0.0002
（水生生物）	クロロホルム（mg／L）	－	水域によって異なる	0.006	<0.006
	フェノール（mg/L）	－		0.005	<0.005
	ホルムアルデヒド（mg／L）	－		0.06	<0.06
	4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ（mg/L）	－		0.0001	<0.0001
	アニリン（mg／L）	－		0.002	<0.002
	2,4-ｼﾞｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ（mg/L）	－		0.003	<0.003

特殊項目	フェノール類（mg／L）	－	－	0.005	<0.005
	銅（mg／L）	－	－	0.01	<0.01
	溶解性鉄（mg／L）	－	－	0.1	<0.1
	溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ（mg／L）	－	－	0.05	<0.05
	クロム（mg／L）	－	－	0.02	<0.02

別表３

測定項目		環境基準値	指針値	報告下限値	報告下限値未満の表記
その他項目	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg／L）	－	－	0.01	<0.01
	全有機性窒素（mg／L）	－	－	0.01	<0.01
	リン酸イオン（mg／L）	－	－	0.005	<0.005
	クロロフィルａ（μｇ／L）	－	－	－	－
	ＴＯＣ（mg／L）	－	－	0.1	<0.1
	電気伝導率（μＳ／cm）	－	－	1	<1
	透視度（cm）	－	－	－	－
	濁度（度）	－	－	1	<1
	Ｃｌイオン（mg／L）	－	－	0.1	<0.1
	総硬度（mg／L）	－	－	0.5	<0.5
	硫酸イオン（mg／L）	－	－	2	<2
	陰ｲｵﾝ界面活性剤（mg／L）	－	－	0.02	<0.02
	ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能（mg／L）	－	－	0.002	<0.002
	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ生成能（mg／L）	－	－	0.0005	<0.0005
	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能（〃）	－	－	0.0005	<0.0005
	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能（〃）	－	－	0.0005	<0.0005
	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能（〃）	－	－	0.0005	<0.0005
	沿岸透明度（m）	－	－	－	－
	大腸菌群数（MPN／100mL）	－	－	－	－

（注１　桁数について、有効数字を２桁とし、３桁目以下を切り捨てる。ｐＨについては、小数第２位を四捨五入し、小数点以下１桁までとする。また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

（注２　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素測定値の合計を求めた後に、注１の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告は、両者の報告下限値を合計した値を下限とし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とする。

（注３　要監視項目の報告下限値については、指針値の１／１０を目安として、実際に測定できた結果により設定することとする。

（注４　トリハロメタン生成能は、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ生成能、ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能、ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ生成能、ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能（以下、各項目）の報告下限値の和を下限とし、各項目全て報告下限値未満の場合に、報告下限値未満とする。

（注５　大腸菌数の環境基準値について、AA 類型に指定されている水域については自然環境保全を利用目的とし 20CFU/100mL 以下を適用する。